

男鹿市訓令第5号

男鹿みなと市民病院の診療行為手当支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

男鹿市長 菅原 広二

男鹿みなと市民病院の診療行為手当支給規程の一部を改正する訓令
男鹿みなと市民病院の診療行為手当支給規程（平成17年男鹿市訓令第19号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
(救急診療待機等料) 第7条 (略) 2 前項の待機等料の額は、待機等1回につき次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号の表に定める額とする。			(救急診療待機等料) 第7条 (略) 2 前項の待機等料の額は、待機等1回につき次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号の表に定める額とする。		
(1) 前項第1号の業務			(1) 前項第1号の業務		
職区分	<u>医師(管理職手当の支給を受けていない者は括弧内)</u>	その他の職員で管理職手当の支給を受けている者	職区分	<u>医師</u>	その他の職員で管理職手当の支給を受けている者
待機時間区分			待機時間区分		
午後5時15分から翌日午前8時30分まで	円 <u>22,500</u> (10,000)	円 10,000	午後5時15分から翌日午前8時30分まで	円 <u>20,000</u>	円 10,000
午前8時30分から午後5時15分まで	<u>22,500</u> (10,000)		午前8時30分から午後5時15分まで	<u>20,000</u>	
備考	<u>1</u> これらの待機時間が引き続いたときは、そ		備考	これらの待機時間が引き続いたときは、それ	

改正後		改正前																													
	<p>れぞれ1回とみなして計算する。</p> <p>2 救急診療待機等料 は、これらの待機時間の全部又は一部における宿日直勤務への従事に係る宿日直手当を支給する場合は支給しない。</p> <p>3 上記の待機時間区分において従事する業務がそれぞれ6時間未満である場合は支給しない。</p>		<p>ぞれ1回とみなして計算する。</p>																												
<p>(2)及び(3) (略)</p> <p>(宿日直行為加算料)</p> <p>第9条 宿日直行為加算料は<u>医師又は看護師若しくは准看護師</u>が次に掲げる業務に従事したときに支給する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 前項の宿日直行為加算料の額は次の表に定める額とする。</p>		<p>(2)及び(3) (略)</p> <p>(宿日直行為加算料)</p> <p>第9条 宿日直行為加算料は<u>医師</u>が次に掲げる業務に従事したときに支給する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 前項の宿日直行為加算料の額は次の表に定める額とする。</p>																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>医師</th> <th>看護師及び准看護師</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平日</td> <td>宿直 1 10,000 回 円</td> <td>1 2,000 円回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">休日</td> <td>宿直 1 15,000 回 円</td> <td>1 2,000 円回</td> </tr> <tr> <td>日直 1 15,000 回 円</td> <td>1 2,000 円回</td> </tr> <tr> <td>半日直 1 10,000 回 円</td> <td>1 2,000 円回</td> </tr> </tbody> </table>		区分	金額		医師	看護師及び准看護師	平日	宿直 1 10,000 回 円	1 2,000 円回	休日	宿直 1 15,000 回 円	1 2,000 円回	日直 1 15,000 回 円	1 2,000 円回	半日直 1 10,000 回 円	1 2,000 円回	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平日</td> <td>宿直</td> <td>1 10,000 回 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">休日</td> <td>宿直</td> <td>1 15,000 回 円</td> </tr> <tr> <td>日直</td> <td>1 15,000 回 円</td> </tr> <tr> <td>半日直</td> <td>1 10,000 回 円</td> </tr> </tbody> </table>		区分		金額	平日	宿直	1 10,000 回 円	休日	宿直	1 15,000 回 円	日直	1 15,000 回 円	半日直	1 10,000 回 円
区分	金額																														
	医師	看護師及び准看護師																													
平日	宿直 1 10,000 回 円	1 2,000 円回																													
休日	宿直 1 15,000 回 円	1 2,000 円回																													
	日直 1 15,000 回 円	1 2,000 円回																													
	半日直 1 10,000 回 円	1 2,000 円回																													
区分		金額																													
平日	宿直	1 10,000 回 円																													
休日	宿直	1 15,000 回 円																													
	日直	1 15,000 回 円																													
	半日直	1 10,000 回 円																													
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分及び太線で示した部分である。																															

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。